ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内制限措置の延長と一部変更)

2022年1月31日 在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間は、2月7日までとなっています。

今回の延長に伴う主な変更点は、以下のとおりです。

- 18歳~59歳の強化接種を受けていない者を非免疫者とみなす措置の開始日が、 当初の2月1日から2月7日に変更となった。
- ●ジョンソン・エンド・ジョンソンワクチン接種者については、強化接種を受けていない場合、1回目の接種完了から3か月経過後に非免疫者とみなされる。(以前は、1回目接種完了から7か月経過後でした。)
- ●飲食店や娯楽施設の営業時間の制限、及び音楽演奏の禁止措置を解除する。(但し、 立食禁止、1テーブルあたりの客数制限(6名まで)、マスク着用義務は継続されま す。)
- 2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20220130_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911 FAX: 210-670-9981

H P : http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail : consular@at.mofa.go.ip